財政健全化法に係る健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）により、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る比率（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足比率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することになっています。

島原市の令和3年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

〇健全化判断比率の状況　（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	ー	ー	3.3	ー
早期健全化基準	13.06	18.06	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率、将来負担比率は「ー」と表示しています。

〇資金不足比率の状況　（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率(%)
島原市温泉給湯事業特別会計	ー
島原市水道事業会計	ー
経営健全化基準	20.0

※資金不足額がないため、資金不足比率は「ー」と表示しています。

令和3年度決算に基づく本市の健全化判断比率は、すべて早期健全化基準を下回りましたが、当市が厳しい財政状況にあることには変わりありません。今後も、より一層の行財政改革を推進していきます。

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

〇健全化判断比率の公表等

毎年度、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。

〇財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化基準を下回ることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、県知事（県知事は総務大臣）へ報告しなければならないこととされています。

〇財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、健全化判断比率は早期健全化基準を下回ること等を目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

〇公営企業の経営の健全化

公営企業（水道や下水道）を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならないこととされ、これが経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされています。

健全化判断比率等の対象について

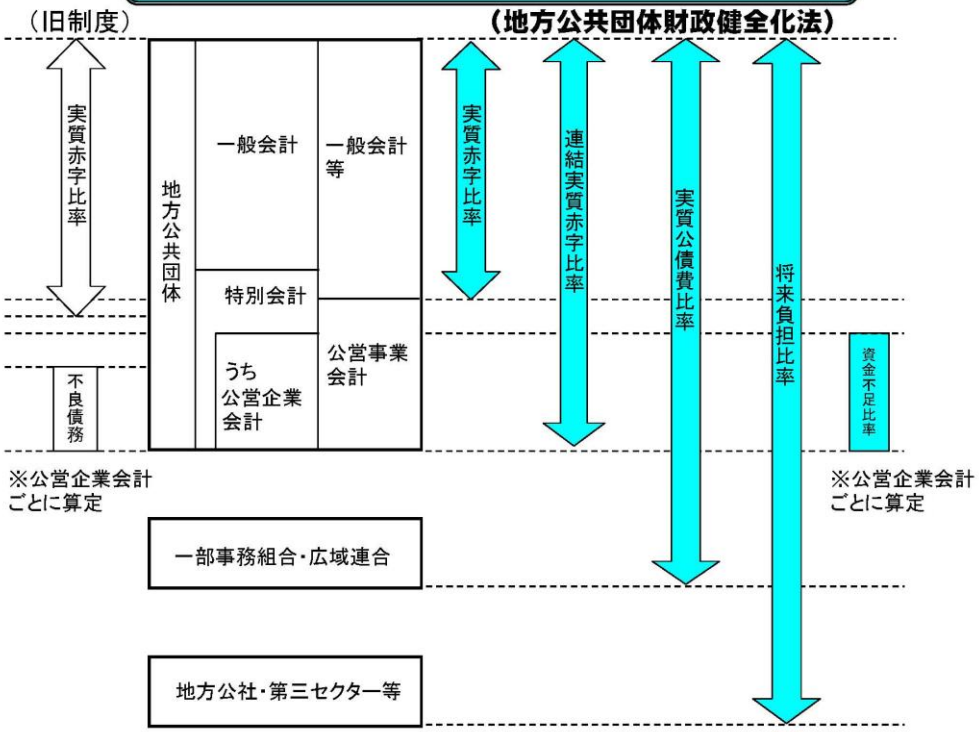

実質赤字比率
　一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。

連結実質赤字比率
　全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。

実質公債費比率
　一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。

将来負担比率
　一般会計等が抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかをしめします。

資金不足比率
　各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどれくらいの割合になるかを示します。

健全化判断比率等の概要について

実質赤字比率 ＝ 一般会計等の実質赤字額 ／ 標準財政規模

・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・ 実質赤字の額 ＝ 繰上充用額 ＋(支払繰延額＋事業繰越額)

連結実質赤字比率 ＝ 連結実質赤字額 ／ 標準財政規模

・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率(3か年平均) ＝ (地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金) － (特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) ／ 標準財政規模 －(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・ 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

将来負担比率 ＝ 将来負担額 －(充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) ／ 標準財政規模 －(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・ 将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金不足比率 ＝ 資金の不足額 ／ 事業の規模

・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －流動資産) － 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)＝(歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －歳入額)－ 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模： 事業の規模(法適用企業)＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。